

懸賞SA 解答 2026年 4月号

- 問1 正解⑤** 公務員の選定罷免権（憲法15条1項）は、社会権的基本権ではなく、参政権である。社会権的基本権とは、個人の実質的な権利自由を確保するために国家の積極的な介入を要求する権利であり、参政権とは、国政に参加する権利である。
- 問2 正解④** いかなる地域においても、警察官としての職権を行うことができる、すなわち管轄区域外で職権行使できると規定されているのは、緊急逮捕ではなく現行犯人の逮捕の場合である（警察法65条）。
- 問3 正解①** 放火の罪は、財産犯の一種ではなく、公共危険罪であり、公共の生命・身体・財産に対する危険を生じることによるその処罰の理由がある。したがって、例えば、自己が所有する物置に放火した場合でも、公共の危険が生じるとき場合は処罰される。
- 問4 正解⑤** 押収拒絶権者は、刑訴法105条に列挙された「医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者」に限られるため、経営コンサルタントは押収拒絶権者ではない。
- 問5 正解③** 「一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。」は、監督対象行為であるが（取調べ監督規則3条2号二）、これは、例えば、被疑者に対して床に正座をするよう要求するなど、本来義務のないことを強く要求することであり、着席の指示は含まない。
- 問6 正解②** クロスボウは、威力にかかわらず規制対象となるわけではない。規制対象となるクロスボウは、枝文の弓のうち、矢のエネルギー量の値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして銃刀法施行規則で定める値以上となるものをいう（銃刀法3条1項）。なお、市販されている製品は、玩具を除き、全て規制対象であることが確認されている。
- 問7 正解⑤** 通信指令室や警察署通信室における活動は、警察通信指令に関する規則において定められているが（同規則3条1項、4条1項）、各種照会を行うことは通信指令の活動に含まれない。
- 問8 正解③** 被疑者が被害者との連絡に用いた電話番号は、被疑者特定の重要な手掛かりであるから、確実に聴取しなければならない。
- 問9 正解①** 運転免許制度の直接の目的は、「運転者としての適性・技能・知識のある者だけ」に自動車等を運転する資格を与えることである。
- 問10 正解④** 皇宮警察が警衛の全てを担当するわけではない。警衛は、それぞれの都道府県警察がその管轄区域について実施するものであり、皇宮警察が担当するのは、御身邊の直近の護衛及び御用邸内の警備である（警衛要則3条）。